

# 1. 地域包括支援センターのあり方について

(熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会  
第2回地域包括ケアのあり方に関する専門委員会資料)

## I. 地域包括支援センターの現状について

### (1) 地域包括支援センターの設置について

地域包括支援センターは、平成17年6月22日の介護保険法改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としており、本市では平成18年4月に26箇所設置した（現在、富合町、城南町、植木町との合併により29箇所）。

### (2) 地域包括支援センターの業務について

- (1) 共通的支持基盤構築に関する業務
- (2) 総合相談支援及び権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 介護予防事業に関するケアマネジメント業務
- (5) その他、市長が必要と認める業務

#### 1 共通的支持基盤構築に関する業務

##### (1) 公益性の視点

市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

##### (2) 地域性の視点

地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在として、地域が抱える課題の解決に向けて、その特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うこと。

##### (3) 協働性の視点（略）

#### 2 総合相談支援及び権利擁護業務

##### (1) 地域におけるネットワーク構築業務

効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行うこと。また、地域の社会資源の状況に応じて、認知症サポーター養成講座を開催するなど、その開発に取り組むこと。

なお、高齢者の虐待防止に向けて、高齢者虐待防止ネットワークの構築に取り組むこと。

## (2) 実態把握業務

### ①対象者

圏域内に住所を有するすべての65歳以上の高齢者

### ②業務内容

- ・市から提供される高齢者名簿に基づき戸別訪問を行い、対象者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行うこと。
- ・実態把握を行うにあたっては、民生委員と十分に情報の共有を図ること。

## (3) 総合相談業務

### ①初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断すること。その際に、適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うこと。

### ②継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関する様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定し、適切なサービスや制度につなぐこと。さらに、当事者や当該関係機関から定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。

### ③在宅高齢者福祉事業に関する支援（略）

## (4) 権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度の活用を図るため、関係機関との連絡調整など適切な対応を講じること。

### ①成年後見制度の活用（略）

### ②老人福祉施設等への措置（略）

### ③虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応を図る。

### ④困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときには、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討する。

### ⑤消費者被害の防止（略）

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### (1) 包括的・継続的なケア体制の構築業務

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築に努め、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援すること。

また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備に取り組むこと。

なお、この連携のもと、適切なサービスを包括的・継続的に提供していく仕組みを構築するものとして、校区毎に地域ケア計画を策定すること。

#### (2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用（略）

#### (3) 日常的個別支援・相談（略）

#### (4) 支援困難事例等への助言等（略）

### 4 介護予防事業に関するケアマネジメント業務

#### (1) 課題分析（アセスメント）（略）

#### (2) 目標の設定（略）

#### (3) 介護予防事業の実施状況のモニタリング及び調整（略）

#### (4) 評価等（略）

### 5 その他

#### (1) ケアマネジメントに関する相互の連携

地域包括支援センターにおいて実施する新予防給付に関するケアマネジメント及び介護予防事業に関するケアマネジメントと、介護支援専門員が行う介護給付のケアマネジメント相互の連携を図ること。

#### (2) 地域運営協議会の設置及び運営

事業の円滑な運営を行うため、地域住民の視点から中立・公正性の確保を図り研鑽及び検証を実施する機関として、地域運営協議会を設置し、運営すること。

#### (3) 熊本市災害時要援護者支援制度への協力

要援護者支援に関わる自治会、民生委員等と連携・協力をを行い、要援護者への必要な支援を行うこと。

### (3) 地域包括支援センターの職員配置体制

#### ①職員配置の基本的考え方

「三職種の職員を専任で配置」＋「高齢者人口に応じた職員の加配」

##### 【三職種】

- (1) 保健師又は経験のある看護師
- (2) 社会福祉士又は社会福祉士に相当する者
- (3) 主任介護支援専門員

##### 【高齢者人口に応じた加配】

上記(1)～(3)に加えて、高齢者人口(当該年度の前年度の10月1日における圏域ごとの満65歳以上人口)の区分に応じ、下記に定める数の職員を配置。

- (1) 高齢者人口が5,000人以上6,000人未満 常勤換算で1名
- (2) 高齢者人口が6,000人以上7,000人未満 常勤換算で2名
- (3) 高齢者人口が7,000人以上 常勤換算で3名

#### ②職員配置の強化について

○ 上記の基本的配置に加え、平成21年度より、相談体制強化事業(地域ケア計画の策定等)として、各地域包括支援センターが1名の加配を行うことが可能となっている。

○ さらに、平成23年度からは、高齢者見守り事業の開始に伴い、高齢者の見守り要員として、さらに1名の加配を行っているところ。

※ これらの加配については、国の緊急雇用創出基金事業を活用して実施。

	職員配置数	該当圏域数
高齢者人口 5,000 人未満	3 (+2)	12
高齢者人口 5,000 人以上 6,000 人未満	4 (+2)	6
高齢者人口 6,000 人以上 7,000 人未満	5 (+2)	7
高齢者人口 7,000 人以上	6 (+2)	4

## Ⅱ. 地域包括支援センターの果たすべき役割について

### (1) 相談機能の充実について

- 地域包括支援センターについては、これまでの実績の検証等を通じて、介護予防関係業務等の負担が大きく、本来期待される相談機能が十分に果たせていないという指摘が様々な場においてなされている。
- 相談機能は地域包括支援センターの業務の中核であり、これを十分に果たせるような取組みを行うことが必要ではないか。

#### ◆「地域包括ケア研究会報告書」（平成22年3月地域包括ケア研究会）（抜粋）

##### (地域包括支援センターの機能)

- 地域包括支援センターは、総合相談業務や包括的・継続的ケアマネジメント業務等を通じて、地域包括ケアを支えるサービスのコーディネートを行う機関として設立されたが、必ずしも、その機能を十分に果たせていないのではないかと指摘がある。すなわち、地域のネットワーク構築、介護支援専門員への支援が十分に行えていないところが多いのではないかと、介護予防関係事業に忙殺されて総合相談業務や包括的・継続的ケアマネジメントに十分取り組めていないのではないかと等の課題が指摘されている。地域包括支援センターの制度導入からまだ4年目に入った段階であり、これらの課題を解決して、地域包括支援センターの機能を一層強化することが必要である。

#### ◆「平成22年度第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会」（平成23年1月28日(金)）資料（抜粋）

##### 1 現状と課題

法改正後、5年が経過する中で下記のような問題が生じてきている。

- (1) 公平・透明性の確保（略）
- (2) 多様化する業務への対応

- 基本的に在宅介護支援センターが業務を引き継いでおり、要介護者への支援には実績があるものの、地域におけるネットワークづくりなどに対する調整機能が不十分な事業所も多い。
- また、一般住民に対する認知度が低く、高齢者全般の総合相談窓口としての機能が弱い。

## 2 見直しのポイント

1を踏まえ、今後の包括のあり方や委託業務内容について以下の観点から見直しを行う。

### (1) 位置づけ及び役割の明確化

①「地域包括ケア」構築の中核（情報収集、連携・調整機能）

②高齢者に関する総合相談窓口（ゲートウェイ機能）

- 地域包括支援センターは、「地域包括ケア」のゲートウェイとして総合的な相談窓口となる。

## ◆同 会議要旨（抜粋）

### <委員>

（略）ケアプラン作成が地域包括支援センター業務の中で大きな比重を占めている。本来の相談業務等に差し支えているのではないか。ケアプランの作成は、居宅介護支援事業所への委託を進めた方がよいのではないか。

### <高齢介護福祉課長>

確かにケアプランの作成に重点がおかれている面があり、国の方でも、居宅介護支援事業所への委託件数の上限撤廃が検討されている。

本市としても、地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核として、本来の業務に重点を置くべきだと思う。

## ◆「第5期はつらつプラン策定委員会 第1回地域包括ケアのあり方に関する専門委員会」（平成23年5月31日（火））議事要旨（抜粋）

### <金澤委員>

○ 現在の地域包括支援センターの業務のうち予防給付管理は、ある意味では営利事業の一環。

○ しかし、実際は、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーがスーパーバイズどころか、自らが予防給付管理をやらなくてはいけないという仕組みになっている現状があり、行政の相談窓口であるべき地域包括支援センターが、一事業所となってしまったといえると思う。

### <堀尾委員>

○ 地域包括支援センターは、それまで幅広くインフォーマルな要素も含めて仕事をやってきた部分が、かえて介護予防ということが中心になってきてしまい、非常に限定されてしまった。例えば、相談機能、総合相談機能だといわれても、

データから見ると、いわゆるこの予防プランの方に包括センター全体の業務の 8割近くを費やされているようなセンターがあるというような事です。

- 本来の相談業務だとか、虐待の問題、インフォーマルを含めた対策とか到底できないと思う。実際の家庭の中に入り込んでいっての訪問しながらの相談というケースについても、なかなか出て行く時間も不十分だと思う。
- その中で、仕事量はインフォーマルな仕事まで一生懸命やりなさいと言われているわけだから、大変な事業であると思っている。地域包括支援センターが包括ケアシステムの拠点的な要素として動こうとすればするほど、相談体制をもっとしっかり整理しなおす必要があるのだという事を強く感じる。

(2) 「地域包括ケア」の拠点としての役割について

- 平成23年の介護保険法改正においては、「地域包括ケア」の実現が最重要課題とされている。
- 地域包括支援センターについては、地域の諸資源を把握してその連携の核となるための機能強化を行う必要があるのではないか。

◆「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案要綱」(抜粋)

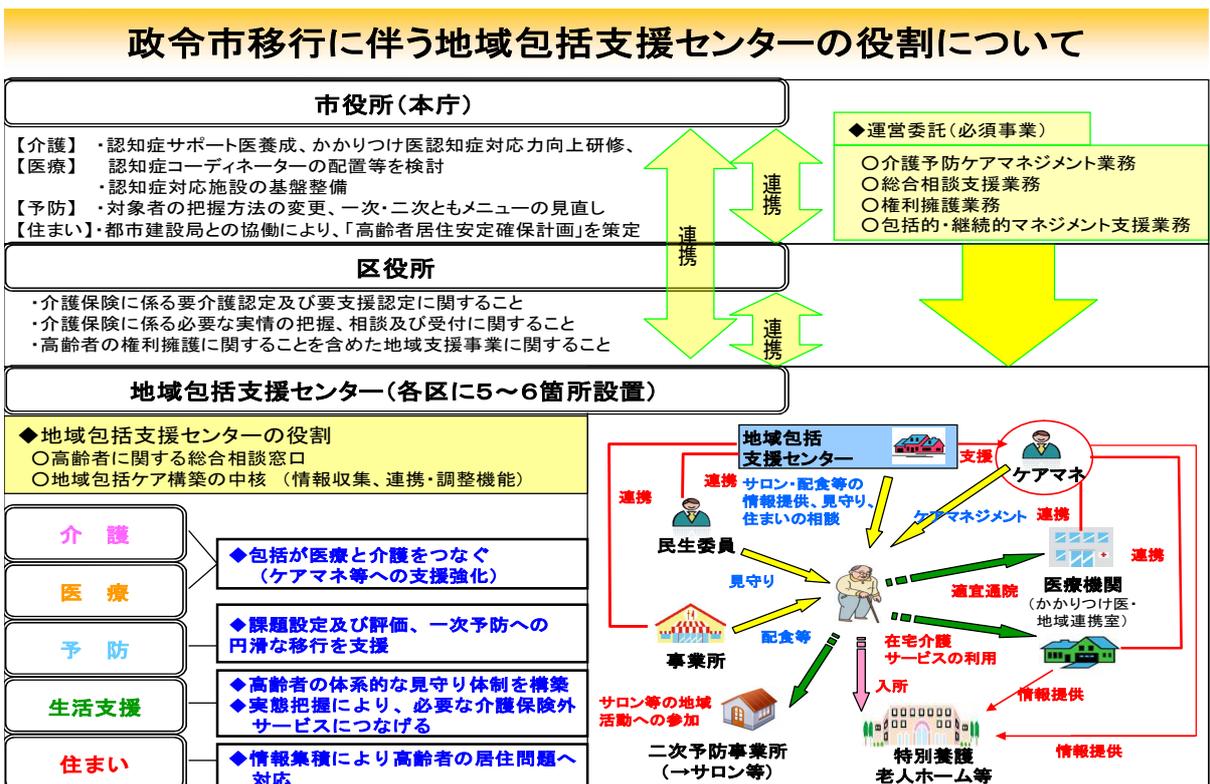
○地域包括支援センターの機能強化

- 1 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携に努めなければならないものとする。 (第115条の4第5項関係)
- 2 市町村は、包括的支援事業の実施にかかる方針を示して、当該事業を委託するものとする。 (第115条の4第1項関係)

◆「平成22年度第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会」(平成23年1月28日(金))資料(抜粋)

③地域包括ケアシステムにおける地域包括支援センターの役割について

- 各圏域の様々な資源を把握し、それらを有機的に連携させた上で高齢者につなぐ核として、**地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う必要がある。**

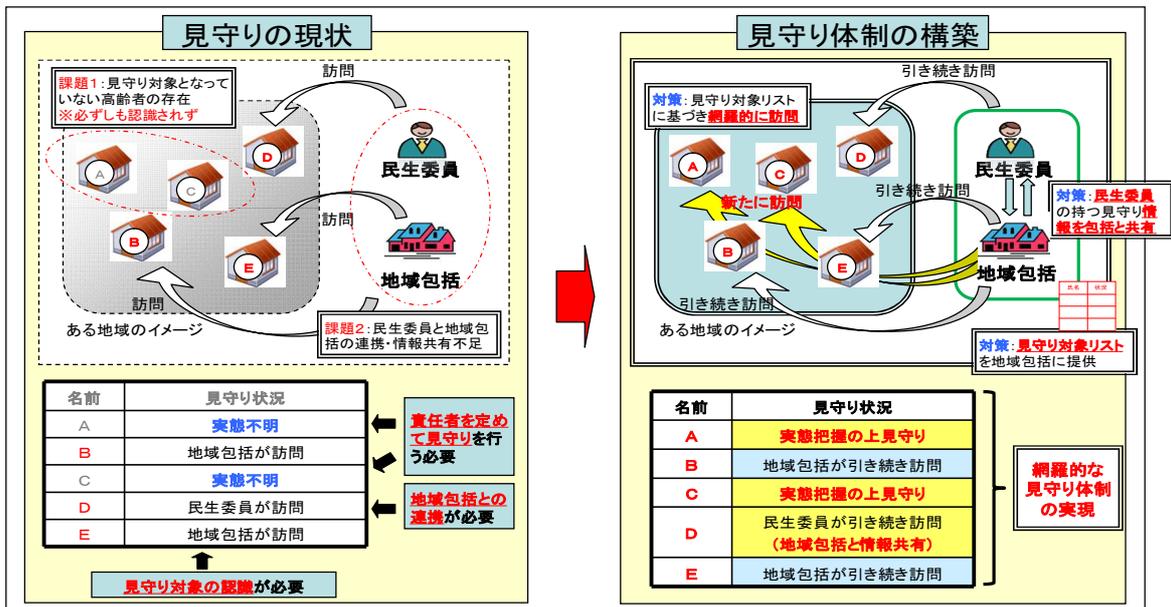


### (3) 高齢者見守り事業の実施について

- 昨年の不在高齢者問題を踏まえ、本市では本年度より、地域包括支援センターと地域の協働による高齢者見守り事業を開始している。
- 高齢者の見守りの必要性及び地域包括ケア等の前提としての高齢者の実態把握の重要性に鑑み、引き続き見守り体制の充実を図るべきではないか。

## 地域力を活用した高齢者の見守り体制の充実①

- 昨年の不在高齢者問題を踏まえ、地域ケアの前提として、高齢者の網羅的な見守り体制を新たに整備。(23年度は実態把握。課題等を改善した上で24年度より本格実施)



## 地域力を活用した高齢者の見守り体制の充実②

### 高齢者の見守り体制のイメージ

- 見守り対象**
  - ・熊本市内に住所を有する全ての65歳以上の高齢者
- 見守り体制**
  - ・これまで民生委員中心に行っている高齢者の見守りについて、地域包括支援センターに見守り担当職員を1名増配して新たに訪問を始めることで、網羅的な見守り体制を構築。
  - ※自治会、校区社協等との協力体制の構築に向け、23年度中に検討を行う。
- 役割分担**
  - ・民生委員は、現在見守りを行っている高齢者について、引き続き見守りを行い、その見守り情報を地域包括支援センターと共有する。
  - ・地域包括支援センターは、市から提供された圏域内の全高齢者のリストに基づき、民生委員等が見守りを行っていない高齢者について新たに見守りを行う。
- 地域包括支援センターにおける状況把握のイメージ**

名前	フリガナ	住所	年齢	生年月日	性別	独居	老老	医療	介護	援護	市役所から提供		地域包括で記入	
											見守り担当	状態(※)	見守り日時	
A		熊本市〇〇町〇-〇	〇〇歳	SO.〇〇				○			地域包括			
B		熊本市〇〇町〇-〇	〇〇歳	SO.〇〇		○					a民生委員			
C		熊本市〇〇町〇-〇	〇〇歳	TO.〇〇				○	○		地域包括			
D		熊本市〇〇町〇-〇	〇〇歳	SO.〇〇			○				地域包括			
E		熊本市〇〇町〇-〇	〇〇歳	SO.〇〇				○	○		b民生委員			
F		熊本市〇〇町〇-〇	〇〇歳	SO.〇〇				○			地域包括			

【(※)「状態」の把握事項】  
 ・所在確認 ・身体状況 ・家族状況 ・見守り状況 ・その他所見

#### (4)「総合相談窓口」としての役割について

- 平成22年度に策定作業を行った「熊本市わくわくシルバーライフプラン」の策定作業においては、高齢者の総合相談窓口の必要性が非常に強く指摘された。
- 地域包括ケアの入り口としての機能を期待される地域包括支援センターは、介護だけでなく、住まいや生活支援等の幅広い相談に対応することが期待されているのではないかと。

#### ◆「熊本市わくわくシルバーライフプラン」（平成23年3月）（抜粋）

### Ⅲ 施策の展開

#### 1. 高齢者が住みやすく暮らしやすいまちづくり

基本施策Ⅰ 高齢社会に対する意識の醸成と生涯にわたる健康づくりや適切なサービスの提供

#### B 地域の力を活用した高齢者福祉の充実と安心確保

##### ③高齢者の人権擁護施策の展開

- ・ 総合相談窓口の設置、地域福祉権利擁護事業の推進、成年後見制度の活用促進など（総合相談窓口：福祉サービス、権利擁護、就労等を含めたワンストップサービスの実施）

#### 2. 高齢者の知恵と経験を生かしたまちづくり

基本施策Ⅱ 就労等の社会参画の支援

#### A 就労を通じた社会貢献への意欲を生かせる環境づくり

- ①労働相談窓口の拡充や就業に意欲・関心のある方の様々な相談に一元的に対応できる総合相談窓口（ワンストップサービス）の設置の検討（総合相談窓口：福祉サービス、権利擁護、就労等を含めたワンストップサービスの実施）

#### ◆「平成22年度第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会」（平成23年1月28日(金)）資料（抜粋）

### 2 見直しのポイント

1を踏まえ、今後の包括のあり方や委託業務内容について以下の観点から見直しを行う。

#### (1) 位置づけ及び役割の明確化

- ①「地域包括ケア」構築の中核（情報収集、連携・調整機能）

- ②高齢者に関する総合相談窓口（ゲートウェイ機能）

- 地域包括支援センターは、「地域包括ケア」のゲートウェイとして総合的な相談窓口となる。

### Ⅲ. 地域包括支援センターのあり方について

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化について

- 以上の議論を踏まえると、地域包括支援センターについては、以下の4つの観点から機能強化を図る必要があるのではないか。
  - (i) 本来期待される「相談機能」を十分に果たす必要
  - (ii) 法改正の主眼である「地域包括ケア」の拠点としての役割を果たす必要
  - (iii) 平成23年度より開始の高齢者見守り事業を引き続き実施する必要
  - (iv) 「総合相談窓口」としての機能を担う必要

#### (2) 地域包括支援センターのあり方について

- 地域包括支援センターについては、上記の機能強化に対応できる体制を確保する必要があるのではないか。
- その際、予防関係業務の負担が大きすぎる点が指摘されている点についてどう考えるか。
- また、「総合相談窓口」としての機能等も含めて考えると、高齢者の方をはじめとする市民への認知度をさらに高めていくための取組みが必要ではないか。